

令和3年度第5回
多摩市国民健康保険運営協議会

令和3年12月16日(木) 午後1時30分
多摩市役所第二庁舎会議室

1.開催日 令和3年12月16日(木)

2.会場 多摩市役所第二庁舎会議室

3.出席者

被保険者
代表委員 大井幸夫、齊藤順子、津布久光男、菱田達雄

保険医・薬剤師
代表委員 寺田武司

公益代表委員 若林佳史、下井直毅、伊藤 拳、舟木素子

被用者保険
代表委員 川又久義、原 千秋

事務局 保健医療政策担当部長 伊藤重夫
保険年金課長 松下恵二
保険税担当 浅利守道
保険税担当 宇都宮久美子
国保担当 坂本全史
国保担当 高橋麻智子
国保担当 星野広輝

午後1時30分 開会

○下井会長 それでは、定刻となりましたので、第5回多摩市国民健康保険運営協議会を始めたいと思います。

皆さん、こんにちは。開会に当たりまして、会議を傍聴される方はいらっしゃいますか。

○坂本国保担当 本日はおりません。

○下井会長 はい、分かりました。ありがとうございます。

では、出席状況報告を事務局、お願いいたします。

○坂本国保担当 橋本委員、浅井委員から欠席の連絡が入っております。佐々部委員から遅れる旨、連絡が入っております。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

今回の議事録署名委員ですけれども、伊藤先生と原委員にお願いいたします。

それでは、配付資料の確認をしたいと思います。机上配付等について、事務局の説明をお願いいたします。

○坂本国保担当 確認いたします。まず、次第。資料1、税率見直しのホチキス留めのものです。資料2、諮問書の写しです。資料3が社会福祉協議会の緊急小口資金・総合支援資金利用状況です。資料4が生活保護の相談・申請状況になります。

不足がありましたらお申し出ください。よろしく申し上げます。

○下井会長 どうもありがとうございます。

資料1から4までになりますけれども、お手元に資料はございますか。ありがとうございます。

それでは、本日のスケジュールを確認したいと思います。本日の予定について、事務局より御説明願います。

○松下保険年金課長 本日はよろしく申し上げます。

まず、令和3年4月1日から新たに委員に委嘱させていただきました舟木委員に委嘱状を交付させていただきました。その後、令和4年度の多摩市国民健康保険税の保険税率等の見直しについてということで諮問をさせていただきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○下井会長 ありがとうございます。

では、最初に舟木委員の委嘱状の交付ということで、新しい委員の方への委嘱状の交付をお願いしたいと思います。それでは、お願いいたします。

(委嘱状交付)

○下井会長 どうもありがとうございます。

では、舟木委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○舟木委員 南多摩保健所所長の舟木と申します。前回の会議は所用で欠席してしまいました。本日が初めてとなります。

感染状況は落ち着いてはいるものの、オミクロン株等で日々ばたばたしているような状況ですけれど、今日はこちらに参加できて、しっかりと多摩市の国民健康保険について運営協議会に参加できればと思っております。

今後ともよろしくをお願いいたします。

○下井会長 よろしくをお願いいたします。どうもありがとうございます。

それでは、諮問に入りたいと思います。

机上に諮問書の写しがあるかと思っておりますけれども、市長からお願いいたします。

○阿部市長 最初に一言だけ御挨拶してから、諮問させていただきます。

改めまして、皆さん、こんにちは。本日も、お忙しいところ多摩市国民健康保険運営協議会にお集まりいただき、本当にありがとうございます。

今、舟木新委員から御挨拶がありました。この1年間どころかこの2年間、新型コロナウイルス感染症との、当初は未知のウイルスでありましたので、いろんな形でまだ私たちがよく分からないところで、手探りのまま進めてきたところがあります。ただ、今年に入ってから、御承知のとおり、4月からワクチン接種が始まり、多摩市においては5月の連休明けから、まずは75歳以上の御高齢の皆さんからのワクチン接種ということになりました。当初はワクチンの供給量が少ないことから、特に75歳以上の皆様方にはウェブでの申請であったり、あるいはコールセンターに御申請いただかなきゃならないということで、本当に御迷惑をおかけいたしました。改めておわびしたいと思います。ただ、一方で、その後、医師会はじめ御協力があり、多摩市は7月13日に16歳以上はほぼフルオープンということで、都内ではかなり早く、1位、2位を争うぐらい早い接種スピードになり、結果として10万人当たりで割り返すと、多摩市の感染者数は他の自治体と比べても非常に低いと言える、そんな状態の多摩市となりました。

この間、南多摩保健所の舟木所長はじめ、地域の関係の皆さん、多摩市医師会、あるいは

日医大多摩永山病院、そして、多摩南部の公社の皆さんはじめ、本当に最前線で医療従事者の皆さんに力を尽くしていただきました。改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

ただ、一方で、この7、8月には感染者が急増し、自宅療養者が多摩市においても100人を超えて出る事態となりました。その時点においては、多摩市の場合は保健所を設置している自治体ではないので、東京都の保健所の中で多摩地域では八王子、町田市以外の自治体にとってみますと、個人情報の厚い壁があって、自宅療養者の方への支援が適切に打ち出せないという事態がいつとき発生しました。これまでは自宅療養者の生活支援については東京都のフォローアップセンターが担う、それから、保健所のファーストコールその他は南多摩保健所でこの地域でやっていただくということでありましたけれども、7、8月のピーク時の頃は、保健所の機能がほぼ停止状態、東京都のフォローアップセンターもほぼ停止状態という中で、自治体として支援をしなければと。もともと1年以上前から支援をしたくても、個人情報の厚い壁に阻まれていましたけれども、厚生労働省や東京都の通達もあり、また東京都議会での9月の論議もあり、今は私どもと保健所との間ではきちんと個人情報のやり取りができるようになりました。

ただ、こうした一つずつについても、パンデミックであり、そしてまた、このように感染者が急増したところでないと政府や国が動かないというのは、私にとっては本当に怒っております、言ってみれば、火災が発生しているのに、消防車を出動させて火を消そうとしているのに、火事が一体どこで起きているかが分からない。ちょっと考えられないと思います。そうしたことがこの9月まで起きていて、しかも、それは全然所長の責任じゃないんです。そうしたことが新型コロナウイルス感染症の中で起こった。

なぜ、こんなにこだわったかという、まさに国民健康保険の国民皆保険に関わるからなんです。つまり、一方で国民の皆さん、市民の皆さんは国民皆保険制度ということで安心して医療を受けられる。だけど、今回は新型コロナウイルス感染症ということで、陽性になられた方は感染症法に基づく、今は2類同等というか、かなり感染力の強い感染症に指定されているので、どうしても保健所の指導を仰がなければならないので、医師であっても診察ができない。そうした部分を今、多摩市医師会と保健所との間でもこれを乗り越え、そして、今度仮に大きな波が来ても、多摩市として一人も自宅療養者で亡くなる方をつくらない。一番いいのは自宅療養者を生み出さないことですので、そうした点で、地元の高度救命救急、最後のとりでである日医大多摩永山病院と軽症者の方を受け入れていただいている多摩南部地域病院と、地元の医師会と、そして保健所と私どもで連携をさせていただいて、

取り組んでいきたいと思っております。

このことを申し上げておかないと、国民健康保険の在り方そのもの話になってしまいますので、そうしたこと自身が根底で問われた一瞬があったということをお話ししておきたいと思います。

すみません。少々長い挨拶になってしまいました。

一方、今起きていることは、起きているというか、医療というよりは10万円の臨時特別給付の話であったり、3回目のワクチン接種のことであったり、政府のスピード感と私たちの受け止め方で違うところもあって、いろいろ紆余曲折しておりますが、少なくとも3回目のワクチン接種については、8か月を原則としながらも、できるだけ早く私も市民の皆さんに接種していただきたいと思っておりますし、そうしたところで国と連携しながらしっかり、ワクチンの供給量のこともありますが、それは進めていきたいと思っております。

なお、ここの議論とは直接関わりはありませんけれども、臨時特別給付金については、多摩市の場合は12月27日に全員に、全員というのは16歳以下の児童手当が支給されている皆さんについては、一括10万円給付するという決断をしております。この辺は結構いろいろなニュースで取り上げられていますので、皆さん御覧になったことがあるかもしれませんが、そうしたことにもなっております。

それでは、諮問に入らせていただきます。

○下井会長 はい、お願いいたします。

○阿部市長

多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて（諮問）

このことについて、多摩市国民健康保険運営協議会規則（平成元年規則第15号）第2条に基づき諮問します。

記

1 諮問事項

令和4年度（2022年度）多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて、意見を求めます。

2 諮問の趣旨

多摩市国民健康保険では、平成30年度（2018年度）に「財政健全化計画」及び財政健全化計画を具体化していくための「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」を策定し、「被保険者の健康の保持・増進」、「医療費の適正給付」、「財源の確保」の3項

目を推進し、保険者機能強化に向けた取り組みを進めてきました。中でも「財源の確保」では、標準保険料率を参考に毎年見直し、改定率は前年度比4%増を基本とすること、決算補填等を目的とした法定外繰入金については、15年間を目途に削減することとしています。

国の「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、給付と負担のバランスや能力に応じた負担の在り方、国保財政を健全化する観点からの法定外繰入の早期解消、生活保護受給者の国保及び後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助の在り方などの検討を進めるとされ、令和4年度(2022年度)と令和6年度(2024年度)に予定される社会保険の適用拡大なども含め、国保運営はますます厳しい状況を迎えることが想定されます。

令和3年度(2021年度)の保険税率等の見直しにあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響が見通せない中で、新たな負担を求めるのではなく、市民の生活を支えていくという視点から改定を見送ることとしました。一方、令和3年度(2021年度)多摩市国民健康保険税本算定結果及び国民健康保険税新型コロナ減免の状況などから、新型コロナウイルス感染症が個人所得に与えた影響は、宿泊・飲食業など特定の業種に偏ったこと、大規模な経済支援策が実施されたことなどで、想定より影響は小さいものであったと推察されます。

このような国民健康保険を取り巻く社会情勢や国の動き、国民健康保険が抱える構造的な課題、税負担の公平性などを踏まえ、令和4年度(2022年度)の多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについてどのように考えるか、貴協議会の意見を求めます。

○下井会長 承りました。

○阿部市長 下井会長、よろしく願いいたします。

○下井会長 本日はどうもありがとうございます。

○松下保険年金課長 市長におかれましては、公務がございましたため、ここで退席させていただきます。

○阿部市長 それでは、本当にすみませんが、ひとつ大事な諮問でございますので、皆さん方の慎重な、そしてまた活発な御議論を期待しております。

よろしく願いいたします。

(阿部市長退室)

○下井会長 それでは、諮問に入りたいと思います。

まず、事務局から関係資料等を含めての説明をお願いいたします。

○松下保険年金課長 それでは、説明させていただきます。

まず、資料1を御覧いただきたいと思います。2ページを御覧ください。こちらは全国の市町村国保の現状ということで、御説明させていただければと思います。

まず、左側の図ですけれども、昭和36年は国民皆保険制度が発足した年でございますが、こちらから令和元年度の状況を比較したのになっております。昭和36年の被保険者数は4,511万人、対総人口比で47%、1世帯当たり被保険者数が4.2人、前期高齢者加入率が4.8%となっております。令和元年度には被保険者数が2,660万人、対総人口比で21.1%、1世帯当たりの被保険者数が1.53人、前期高齢者加入率が4.4%となっております。

また、世帯主の職業でございますけれども、昭和36年は農林水産業、一次産業で44.7%が、令和3年度では2.3%まで落ちている。自営業者につきましては24.2%から15.9%、被用者が13.9%から32.7%、無職者が9.4%から44.8%となっております。

右の図につきましては、各医療保険制度の加入割合になっておりまして、市町村国保につきましては2,660万人、21%となっております。

3ページを御覧いただきたいと思います。こちらは加入の状況でございますけれども、昭和60年度の3,644万人から、令和2年度の速報値で2,651万人ということで、被保険者がかなり減少しております。

右の図は年齢階層別の構成割合になっておりまして、令和元年度では0歳から19歳までが9.3%、20歳から39歳までが14.8%、40歳から64歳までが32.1%、65歳から74歳までが43.8%となっております。

4ページを御覧いただきたいと思います。左の図でございますけれども、これは各年の先ほどの職業構成の変化ということで、国保加入者の構成が制度発足時から令和元年度と比べまして、大幅に切り替わってきているという状況でございます。

右側の図でございますけれども、1人当たりの保険給付費の推移ということで、平成24年度については26万5,879円。令和元年度については32万8,410円ということで、1人当たり医療費については右肩上がりという状況になっております。

5ページを御覧いただきたいと思います。左の図につきましては保険料の調定額の推移、それから、1人当たりの保険税額になっております。令和元年度の全国平均が1人当たり9

万6,829円の保険税となっております。

右の図につきましては、一般会計からの決算補填等を目的とした法定外繰入額となっております。平成26年は3,468億円という金額になっているんですけども、平成30年度の国保制度改革に伴いまして、法定外繰入の段階的削減解消という取組で、令和元年度につきましては1,096億円、318市町村まで減少してきている状況でございます。

6ページ目を御覧いただきたいと思います。国民健康保険の構造的な課題ということで、年齢構成が高くて、所得水準が低いという点が課題として挙げられております。こちらは各医療保険制度との比較になっております。

まず、年齢構成でございますけれども、平均年齢が、31年3月末の時点で、市町村国保が53.3歳、協会けんぽが37.8歳、組合健保が35.1歳。

前期高齢者の割合は、市町村国保が43%、協会けんぽが7.5%、組合健保が3.3%。

1人当たり医療費につきましては、市町村国保が36万8,000円、協会けんぽが18万1,000円、組合健保が16万円になっております。

2の財政基盤ですけれども、1人当たり平均所得が市町村国保は88万円、協会けんぽが156万円、組合健保が222万円。

次の保険料の負担につきましては、市町村国保が10%、協会けんぽが7.5%、組合健保が5.8%になっております。

それから、保険税の収納率でございますけれども、平成11年度、全国平均が91.38%。令和元年度では92.92%になっております。最高収納率は島根県の96.15%。最低の収納率は東京都の88.92%となっております。

一般会計繰入は先ほど御説明させていただきましたけれども、こちらの法定外繰入につきましては、今、国が法定外繰入を行っている市町村を令和5年度までに100市町村、令和8年度までに50市町村まで縮小していく計画で進めております。

7ページ以降は今回の制度改革の概要になっておりますので、お時間のあるときに御覧いただければと思います。

13ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、前回の運営協議会で御説明させていただきました令和4年度の国保事業費納付金、標準保険料率の仮算定結果となっております。年明け1月に、確定の国保事業費納付金、標準保険料率が示されますので、また次回の運営協議会で確定したものを示させていただきたいと考えております。

次に、15ページを御覧いただきたいと思います。先ほど全国の市町村国保ということで

御説明させていただきましたけれども、こちらは多摩市国保の現状になっております。

まず、1人当たり医療費と被保険者数の推移ですが、令和2年度は被保険者数が3万2,564人、1人当たり医療費が34万5,779円になっております。被保険者数につきましては年々減少しております、ピーク時が平成23年度になるんですけども、その時点で4万2,542人おりました、令和2年度と比較しますと、被保険者数が23.5%の減、人数でいいますと9,978人ということで、被保険者数が減っております。

1人当たりの医療費につきましては、従来ですと毎年伸びていたんですけども、令和2年度につきましては、新型コロナの影響によりまして、対前年で4.26%の減になっております。

次に、16ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは医療費の推移ということで、多摩市と26市平均を比較したものになっております。多摩市は1人当たり34万6,000円、26市平均が33万2,000円になっております。多摩市の医療費が高いというところですけども、他市と比較しまして前期高齢者の加入率が高いことが影響しているものと考えられます。

17ページでございますけれども、こちらは多摩市の年齢別の被保険者の割合になっております。ゼロ歳から39歳が23.6%、40歳から64歳が30.8%、65歳から74歳までが45.6%となっております。26市平均でいきますと、ゼロ歳から39歳が26.9%、40歳から64歳が33.3%、65歳から74歳が39.8%という平均になっております。

次に、18ページを御覧ください。こちらは保険税収納額と1人当たり保険税額の表になっております。令和2年度につきましては、被保険者数が対前年で2.5%の減となっておりますけれども、保険税率を改定したことによりまして、保険税収納額は1.4%の増、1人当たり保険税額につきましては4.1%の増となっております。

次に、19ページを御覧ください。こちらは一般会計からの法定外繰入の推移になっております。例年、大体10億円で推移してまいりましたけれども、令和元年度は約8億円、令和2年度は約6億円と急激に法定外繰入が減少しているんですが、こちらにつきましては、東京都から交付される保険給付費等交付金の剰余金の関係で、法定外繰入が圧縮されている状況となっております。なので、その剰余金を見込まないと、令和元年度、令和2年度についても約10億円の法定外繰入が発生してくる状況になっております。

20ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは保険税率の改定が一般会計の法定

外繰入に与える影響ということで、一番上段が指針に基づく改定で4%増した場合、改定を見送った場合ということで、令和4年度から令和6年度までの3か年で、改定した場合と改定を見送った場合では3億2,700万円程度、繰入額が変わってくるようになっております。下は1%改定、2%改定、3%改定した場合になっておりますので、金額を御確認いただければと思います。

21ページを御覧いただきたいと思います。こちらは各年度の所得階層別の世帯数の割合になっております。令和3年度については令和2年度中の所得がベースになってきますので、新型コロナがどう影響してくるかということだったんですけども、例年と比較してあまり変更がない形になっております。

22ページにつきましては、今の表を図式化、グラフにしたものでございます。

23ページを御覧いただきたいと思います。令和3年度の本算定時点における被保険者の所得分内訳ということで、こういった所得を受けられている方がどの程度いらっしゃるかどうかということで、給与所得のみの方が20.4%、営業等、事業収入といった方が6.8%、年金のみの方が24%、給与と営業所得のある方が1.2%、給与と年金、年金を受けながら給与を受けられている方が12.9%、営業所得と年金という方が2.7%、給与と営業、年金収入もある方が0.4%、その他が1.2%、所得なしの方が27.2%、未申告の方が3.2%という内訳になっております。

24ページからは第2期の多摩市国保の運営指針の3つの具体的な取組等を示させていただきますので、お時間あるときに御覧いただければと思います。

28ページを御覧いただきたいと思います。こちらは令和4年度の保険税率の見直しに当たってのポイントということで、まず、制度改革後の多摩市国保の取組ということで、第2期多摩市国保の運営に関する指針を策定させていただきまして、保険者機能の強化を目指す。その中で、保険税率については毎年見直し、改定率は前年度比4%増を基本とするとしております。

それから、国保を取り巻く国の動向などというところで、諮問書の中にもありましたけれども、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、給付と負担のバランスや能力に応じた負担の在り方の検討。国保財政を健全化する観点から、法定外繰入等の早期解消を促す。生活保護受給者の国保加入を含めた医療扶助の在り方の検討。それから、保険料水準の統一ということで、こちらは同一の都道府県内であれば、基本的には保険料を統一するという動きになっておりますので、将来的には東京都も統一されてくることになって

おります。令和4年度、令和6年度に社会保険の適用拡大などが予定されているところがございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が特定の業種に偏ったこと、また、大規模な経済支援策が実施されたことで、想定より影響は小さくなったものと推察される。ただ、今後、第6波の動向など注視していく必要があるという状況でございます。

29ページ以降は、各モデルケースに応じた保険税額の変化ということで、今年度の保険税率でやったもの、1%から4%で計算したもの、今回示された標準保険料率で算定した際の保険税額をそれぞれお示しさせていただいております。

最後のページが、モデルケースで示させていただきました平成26年から令和3年度までの保険税額の推移を示させていただいております。網かけになっているところが保険税率の改定をさせていただいた年度になっております。

続きまして、資料3を御覧いただきたいと思います。こちらは社会福祉協議会で実施している緊急小口資金、総合支援資金の相談件数、申請者数ということで、令和2年3月から令和3年10月分までの申請件数、申込件数、決定件数をお示しさせていただいております。

次に、資料4を御覧いただきたいと思います。生活保護の相談件数、申請件数ということで、令和元年度、2年度、3年度の11月までの相談件数、申請件数をお示しさせていただいております。11月時点での比較になりますと、相談件数については、令和元年度と令和3年度を比較しますと63.6%の増、令和2年度と令和3年度を比較しますと5%の増。申請件数につきましては、令和元年度と令和3年度を比較しますと36.5%の増、令和2年度と令和3年度の比較では10.6%の増という状況になっております。

資料の説明は以上になります。

○下井会長 資料1に関して、どうもありがとうございます。

これに関して御質問はありますか。

○津布久委員 この資料から少し外れちゃうかもしれないんですけども、確認したいことが1点だけあって、答申にも財源の確保ということで書いてあるので念のため教えていただきたいんですが、私たちのところにも国保税の確定の通知が来たときに、住民税なんかと違って所得の把握、控除額の捉え方が若干違うのかどうか。課税標準額が違いますね。その辺は医療費控除だとか何とか、ほかの控除もそうですけど、そういう控除があると生活実態というか、直近の家庭環境に近いと思うんですけど、国保ではそういう控除額を外してとい

うのは、全国的にみんなそういうものなんですか。

○松下保険年金課長 そうです。

○津布久委員 それは決まっているんですか。

○松下保険年金課長 地方税法で決まっております、国保の算定については基礎控除のみとなります。

○津布久委員 のみと決まっているんですか。そういうことなんですね。よく分かりました。

○下井会長 ほかに質問等がありますか。

では、今後のスケジュールを確認しておきたいと思います。今回は12月16日の第5回目ですけれども、次回は1月20日木曜日になっております。今回と次回で答申案をほぼ決めることとなります。その後の2月3日、午後1時半からというのが第7回であるんですけども、このときには最終確認だけです。だから、議論するのは今回と次回の1月20日だけになります。今日、この後、御参考までに最後に各委員の方から意見を求めたいと思います。それを踏まえまして、3時前まで少し議論ができたらと思っております。

この資料2とか3、4についての御説明は特にないですか。

○川又委員 1点教えてほしいんですけども、19ページで一般会計繰入の推移がありますね。令和2年度が6億の繰入で、このときは4%の保険税の引上げをやった結果、約6億。今年度の3年度は引上げを据え置いていますね。一般会計からはどのぐらい繰入を見込んでいるんですか。

○松下保険年金課長 現時点では10億ちょっと、11億ぐらいですかね。

○川又委員 11億ぐらい。分かりました。

入れたから減っているんですね。入れなければ10億。

○松下保険年金課長 そうですね。余った部分については翌年度、東京都に返還することになりますので、その部分を歳入として受けておいて、決算を打って、翌年度に繰越金ということで決算処理をしますので、その部分がどうしても圧縮されてしまって6億円になっている。なので、令和2年度ですと4億円が余ったんですけども、今年度、東京都に返還することになるんですが、それを当年度で精算するとなると歳出が4億膨らみますので、法定外もその分に充てて10億円になります。

○川又委員 ありがとうございます。

○下井会長 ほかに。

すいません。私から。23ページですけれども、多摩市国民健康保険被保険者所得区分の

内訳とあって、所得なしが27.2%ということですが、とんちんかんな質問だったらごめんなさい。減免対象を含めると、これでいうと何%ぐらいが払わなくていい形になるんですか。

○松下保険年金課長 今、低所得者対策として均等割の7割、5割、2割軽減を実施しているんですけども、そちらの軽減を受けられる世帯数でいうと、全体の恐らく45%程度がその軽減世帯になります。

○下井会長 なるほど。ありがとうございます。

ほかに質問等はございませんか。

○若林職務代行 資料4がございますけれども、これはどういうことを言いたいがために今回、ここに出されたのかと思っているんですが。

○松下保険年金課長 前回の協議会の中で、個人所得に与える影響が限定的であったという御説明をさせていただいたんですけども、コロナ減免を受けられない、対象とならない方もかなり生活が苦しい方がいらっしゃるんじゃないかということで、齊藤委員から、昨年度もお示しさせていただいているんですが、生活保護の相談の状況ですか資料3の社協が実施している小口資金の貸付といったものを今回、お示しさせていただいたところで。

○下井会長 よろしいですか。

○若林職務代行 はい。

○津布久委員 6ページの4番の保険料の収納率ですけど、多摩も決して低いところではないと思うんですが、課税できるんだけど納められないという後追い調査をやると、例えばこの間もスポーツ新聞で、野球の選手が急に契約解除になっちゃうと納めるのは翌年度からということで、それで納められないみたいなことが書いてあったんですけど、多摩市の傾向として、前年度収入がうんと落ちたとかいうことで納められない人がいるのか、未申告というのも後ろのデータに書いてありましたが、納めないままの状態とか、そういうところで分析するとどんな方が多いんでしょうか。

○松下保険年金課長 前年度課税ということで、退職されてそこまで税額を払えないという方はいらっしゃいます。そういった場合には納税相談をさせていただいて、分割納付の誓約をさせていただきます。それから、例えば災害とか、自宅が火災に遭ってしまったとか、世帯主の方が病気で収入が下がってしまったということであれば、これは条例で減免規定がございますので、そういった形で減免をさせていただくこともございます。

○津布久委員 そうすると、減免とかの措置をした人は純粹の滞納者の数には入らないんでしょう。

○松下保険年金課長 減免をした方は滞納者には入りません。

○津布久委員 純粹の滞納者というのは昨年度は何人ぐらいいるんですか。

これを見ると、島根県は96%なのに、東京都は88%って、かなりギャップがあると思うんだけど。努力しているのは、みんな公務員だからやり方は同じだろうと思うんですけど、なぜこんなにギャップがあるのかと思って。1割近く違うんですもんね。8%近く違うんだから。

○松下保険年金課長 滞納世帯は2,290世帯。

○津布久委員 そんなにあるんですか。

○松下保険年金課長 はい。約10%。

○津布久委員 そうなんですな。

○川又委員 多分、地方と東京の違いは、私も昔は国民年金の徴収をやっていたから分かるんですけども、地方というのは隣近所の付き合いが多いじゃないですか。滞納すると隣近所に分かるのが嫌だから払うんですよ。東京では隣近所は関係ないから、財産があっても払わないという人が多いです。多分それが地方と東京の違いだと思います。

○津布久委員 無関心だからね。

○川又委員 組合会の納付組織があったじゃないですか。納付組織があったときは非常に高いんです。納付組織をやめちゃったから、国民年金の収納率ががんと落ちちゃったんです。地方と東京の違いというのはやはりそれだと思います。

○津布久委員 そういう人に対して、国保の方々というのは現地へ行ったり、呼びつけたりとか、差押えなんかもやっているんですか。

○松下保険年金課長 差押えにつきましては、令和2年度中は250件ありました。それから、何期という納期ごとの、例えば30期を超えた方とかだと、通常の保険証ですと2年間有効ですけども、それが半年間の短期保険証をお出しして、その更新のときには基本的に窓口に来ていただいて、そこで納税相談をさせていただくという方法を取っています。

○津布久委員 なるほど。あまり悪質なのはいないんですか、課長から見て。

○松下保険年金課長 悪質な方もいらっしゃいます。

○津布久委員 いらっしゃるんだ。

○松下保険年金課長 悪質な方については短期証ではなくて資格証ということで、病院の

窓口で10割負担していただくことになります。

○津布久委員 そちらのほうが高くつくのにね。体悪い人は10割負担。

○松下保険年金課長 そうですね。

○津布久委員 分かりました。ありがとうございます。

○下井会長 ほかに。

大井委員、お願いします。

○大井委員 昨年、この会で改定を答申したんですけれども、結果的には見送りになりましたね。その見送りになった結果、国保の財政はどのような影響を受けるんですか。

○松下保険年金課長 指針どおりに改定すれば、法定外繰入が約1億1,000万程度減る状況でございましたので、改定を見送ったことによって、その部分の法定外繰入が膨らんだこととなります。

○大井委員 それは国保の財政に影響しているわけですか、健全化という意味では。当然、改定していれば、もう少し健全化するはずだったわけですね。

○松下保険年金課長 そうですね。

○大井委員 健全化が進まなかったということになるわけですか。

○松下保険年金課長 結果的にはそういうこととなります。

○大井委員 そうすると、その進まなかった分がずっと先延ばしになっていくということですかね。

○松下保険年金課長 基本的には、今、15年間をめどに削減していくというのは、毎年4%増していくことが前提になっておりますので、その1回分を見送っておりますので、15年が若干伸びていることとなります。ただ、今、15年間をめどにということをやっているんですけれども、今回示された国保事業費納付金の伸びが想定を超えた伸びになっておりますので、財政健全化計画自体もどうなるのか。年明けの本算定を見て、その部分についてもどう見直しをかけていくかということになるろうかと思えます。

○大井委員 ありがとうございます。

○下井会長 あと、1億円膨らんでしまったということですが、問題なのは国民健康保険に加入している人じゃなくて、一般の市民の方の納めた税を使っているのが問題という気がします。

あと、健康保険組合の例についてもお伺いしたんですけれども、他市の状況というか、保険税率の見直しについて他市の現時点での、分かる範囲で構いませんのでお願いします。

○松下保険年金課長 11月末時点のデータですけれども、東京26市の中では改定を行う市が12市、未定が7市、改定しないところが5市でございます。

○下井会長 ありがとうございます。

健康保険組合の例をお聞きしても大丈夫ですか。御意見とかはありますか。

○川又委員 財政ですか。

○下井会長 はい。

○川又委員 健保は昨年、今年の医療費が、国保もそうですけど、コロナの関係で非常に上がったんです。それで1人当たりの医療費が大分下がって落ち着いてはいますが、問題なのは、前回もお話ししたように、団塊の世代が来年度から後期高齢者に入ってくるんです。ピークが2025年と言われてはいますが、来年度から後期高齢者の納付金が非常に上がってくる。ですから、自分の健保の医療費はそんなに上がりませんが、後期高齢者の納付金がすごく上がってくるので、保険料率は上げなきゃならないというのが非常に懸念されているところです。

それと、介護。国保も介護ですけど、介護はどうしても上がります。下がることは絶対ありませんので、介護の納付金も非常に伸びが多い。ですから、こちらの国保もそうですけど、後期高齢者の納付金を払わなきゃならないし、介護も払わなきゃならない。ですから、支出が多くなると思っています。

ですから、一般会計の話もありますけど、後で意見を言いますが、改定をしなきゃいけないかと。支出が増えますから、収入を増やさないと。健保は来年度から25年までが納付金の支出がうなぎ登りに増えていくという危機感是非常に持っています。

○下井会長 ありがとうございます。

○原委員 私のところは健康保険組合ですけども、今期の令和3年度は保険料率を4%ほど上げました。川又委員がおっしゃったように、納付金がだんだん右肩上がりに増えておりまして、その中で前期高齢者と後期高齢者の負担金なり、支援金が重くのしかかっています。自分の組合の医療費は、コロナで1年間限りは、確かに受診件数が大分下がったんです。ただし、当組合では大きな病気をされる方がたまたま多かったのも、医療費は言うほど下がらなかったんです。件数と医療費は比例しないので、件数が少なくても大きな病気をされる方がいると1件につき何百万と出ていきますので、そういう意味では大変でした。

なので、健康保険はどこも大変だと思うんですけども、構造自体を何とか考えないと、本当に組合健保もそうですけれども、日本の皆保険制度自体がどうなっていくんだろうかと

心配です。

○下井会長 ありがとうございます。

○川又委員 国保は前期の納付金がありませんけれども、健保でいいますと前期と後期の2つがあるんです。前期は国民健康保険に拠出するお金、後期は75歳の医療費。うちの健保でいいますと、その半分が拠出金で持っていかれちゃうわけです。うちは55億ぐらい年間収入がありますけども、25億ぐらいはまずそれで持っていかれちゃう。残った30億で自分の健保の医療費を払って、保健事業をやると。半分持っていかれるのは制度自体がおかしいというのが健保連の見方です。国保では前期高齢者はもらうほうですから別にいいんでしょうけども、健保組合は払うほうですから。保険料の半分が持っていかれるのが現実です。残った半分で自分の医療費を払って、健診関係をやって、職員の給与を払ってと。制度自体がおかしい状態になっているというのが健保の話です。

○下井会長 そうですね、確かに。ありがとうございます。

○大井委員 諮問書の一番下のところに「想定より影響は小さいものであったと推察されます」とあるんですが、これについて説明してもらえますか。

○松下保険年金課長 今回、新型コロナで2年中は相当な影響が出るんじゃないかということが想定されていたんですけども、なかなか見通しが立たないところで、ただ、令和2年中の所得を受けて3年度の本算定を行ったんですが、前回御説明したように、1人当たりの総所得については対前年から2.何%伸びている状況もございました。あと、国が『厚生労働白書』というものを出しているんですが、その中の分析でも、諮問書にもありますように、宿泊、飲食ですとか、生活関連サービス、娯楽業、特にこの業種に偏った形で影響が出ているという報告になっています。

そういった中でも、大規模な経済支援策ということで、10万円の支給ですとか、持続化給付金ですとか、雇用調整助成金といったものを、リーマン時に比べてかなり大幅に実施したことで影響が少なかったという分析をされております。多摩市もそういった状況とほぼ同じなのかなというように思います。

○大井委員 ニュースなんかだとかなり生活が大変だとかいうことが出ていたと思うんですけども、心配していたほどのことはあまりなかったということですかね。

○松下保険年金課長 そうですね。

○大井委員 特定の業種に限ってはダメージがあったと。

○松下保険年金課長 そうですね。

○下井会長 多摩市の場合は、そういった宿泊とか飲食の人はあまりいないということですか。

○松下保険年金課長 そうですね。23ページで「営業等」で2,287名、6.8%ということで、営業所得のところですけども、この中の内訳はうちのほうで分析できるのはどの区分で確定申告をしているかしか見えませんので、実際に営業で何をやられているのか、飲食業なのか、個人でコンサルタント業をやられているのかというのが正直見えないところではあるんですが、6.8%の方が個人で営業をされているということです。

○大井委員 この特定の業種を救済することは可能なんですか。

○松下保険年金課長 多摩市独自の施策としてですか。

○大井委員 ええ。宿泊、飲食業にダメージが大きく出ているけれども、その業種だけを救済する方策というのはないものですか。

○松下保険年金課長 多摩市独自ということでは、今のところないです。あとは、商工会議所と連携をして、ポイント付与とかいった事業は行われてはおります。

○大井委員 基本的に国がやっていること以外はないということですね。宿泊とか飲食業にいろいろ国の手当があったじゃないですか、Go toだとか。要するに、国がやっているものぐらいですね。

○松下保険年金課長 基本的にはコロナ交付金の中での対応です。

○伊藤保健医療政策担当部長 今、松下が申し上げた、以前、多摩市でやったアプリで経済対策ということは、国の経済対策の交付金が一旦市に入って、市がどういう経済対策で使うかは任されているわけです。ですから、結果としてアプリのペイペイで買うと20%還元されるということで、経済の促進を進めたり、飲食業とかを促進したりとかいうことはしています。

○下井会長 例えば、ほかの自営業であるとか、年金受給者に対する多摩市独自の施策というのは特にない感じですか。コロナに伴うもろもろの影響で、何か補償とかいうのは特にない感じですか。

○伊藤保健医療政策担当部長 結果として、先ほど申し上げたような形で、それを市の独自施策として打つことにはなります、外向きには。中の事情を見れば、それはどこからという国と国の経済対策交付金だけでも、市としては市の中で練ったことで、結果として市独自の経済対策はこういったものを行っていますという。

例えば、今回、私は八王子市民ですけど、八王子ではペイペイの20%ポイントが戻って

くるというのがようやくありまして、去年までは全然やっていなかったもので、多摩市でやっていて、何で八王子ではやらないんだという話は結構出ていました。

先ほど、川又委員から医療費がコロナで少し減ったということで、国保についてうちで調べたので、数字だけ御紹介させていただきたいと思います。

まず、国保ですけれども、対2019年度、コロナの1年前とコロナの1年目、去年度を比較したんですが、外来で大体7,050件、かかった人が少なくなっています。86.3%です。病院別の内訳で見たりすると、日医大多摩永山は2,000件ぐらい少なかったり、多摩南部地域病院も1,200件程度、これはレセプトベースですけども、受診が少なくなっている。また、入院についても、国保は対2019年度で880件少なくなっている。20ポイントぐらい減っていますので、かなり減ってはいると思っています。

後期高齢では多少減りは少ないですけど、対2019年度ですと、外来で6,452件の減。90.4%ですから、10ポイントぐらい下がっている。入院についても427件で、こちらは5%程度入院されている方が少なくなっている。本当であれば、高齢社会なので自然増で対前年少なくとも3%アップとか5%アップと伸びるはずですけど、下がっているというのが傾向として見られる。

○津布久委員 それはコロナが怖くて行きにくいというのか、病院側がシャットアウトして、遠慮してもらうような感じなのか。

○伊藤保健医療政策担当部長 日医大と多摩永山病院については、コロナの方を受け入れているのでコロナ用の病床にしますから、外来も入院もシャットアウトというか、必要な方しか受け入れないので、当然そこは減ると思います。ただ、普通の一般病院とかは、入院なんかは多少影響があるでしょうけども、外来については受診控えですね。

○津布久委員 そうですね。

○伊藤保健医療政策担当部長 特に去年の春先なんかは、小児科のクリニックは閑古鳥が鳴いてどうしようかみたいな話もありましたので。

○津布久委員 周りの近所の人なんかでも、毎月行っているのを3か月に1度にしたりとかいう人も出てきたから、こういう影響があるのかと思って。

○伊藤保健医療政策担当部長 特にお子さんの場合は、去年は学校がお休みだったので、そうすると風邪とかノロウイルスとかいう感染症にかかるお子さんがすごく少なかったもので、結果として少ないという状況が生まれたということもあったかもしれないですね。

○津布久委員 インフルエンザなんかも、コロナの効果なのかどうか分からないけど、結局

マスクをしているからというお話で、インフルエンザを毎年打っている人が急に打たなくなったりとかというのが今、自分の周りでも結構いるので、そういう意味では診療の抑えになっているのかなと思って。いいのか悪いのかは別だけど。

○下井会長 ありがとうございます。

では、齊藤委員、お願いします。

○齊藤委員 今の関連で、たしか前回もそういう説明があったかと思いますが、受診件数は減っているのに、医療費は高くなっているという話がありましたね。それというのは、逆にコロナに感染された方の入院費用とかがアップしたということでしょうか。そのことも影響がありますか。

○伊藤保健医療政策担当部長 コロナの関係について言えば、保険からは給付されていないので、医療費は国のほうから直接出ています。

○齊藤委員 入院されている方なんか。そうなんですか。

○伊藤保健医療政策担当部長 なので、そういう意味では保険のほうには特に大きな影響はない。ただ、それに関して、類してそういったものは出てくるかなとは思っております。

○齊藤委員 その辺りが、私、家でもどういう影響があるのかと思っていて。コロナで入院したときに医療保険を使うのかなと思っていたもので、その影響かしらと思っていたんですけど、違うんですね。そうすると、何なんでしょうか、減っているのに医療費が増えているというのは。

○松下保険年金課長 受診控えで重症化したケースもあるかもしれないですね。あとは、新型コロナウイルス感染症に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いというのが、感染対策をした場合には通常の診療報酬よりさらにそこから加点するという取扱いがされていますので、そういった部分での1人当たりの医療費が膨らんでいる部分もあろうかと思えます。

○齊藤委員 それは大いにありそうですね。

○下井会長 お願いします。

○川又委員 昨年はコロナの影響で医療費が下がったというんですけど、今年の医療費の動向を見ると、対前年でみると、去年はコロナで下がっていますから、去年を見ないでおとしの医療費と今年の医療費を見ると、順調に上がっているんです。大体例年3%ずつ上がっているんですけど、おとしと今年の現状の医療費を見ると大体同じ3%ぐらい上がっていますから、去年が異常な数値なんです。ただ、今年度も3%程度医療費は上がっているということを見込んで考えないと、コロナで去年は下がったから医療費は下がるんじゃない

いかというのは間違いだと思います。

○伊藤保健医療政策担当部長 先ほどの齊藤委員のお話で、世の中の的にもコロナで検診を怠ってがん検診に行かなかった結果、早期発見が遅れて、さっき松下が申し上げたとおり、より大きな手術が必要になったりとか、入院期間が延びたという影響も多少見られるということでは言われております。改めて早期発見が重要というのが盛んに言われているところもあるかと。そこはうちのほうも、国保というところでは特定健診の受診率とか様々、あと高齢化関係ですと健康2次被害というんですか、今までいろいろ集まってフレイル予防できていたのができなくて、カラオケも駄目になったり、社会的なつながりがなくなっちゃってひきこもりになって、結果、虚弱が進んで病気が進んだというのは、傾向としてははっきり見られると思います。

○下井会長 ありがとうございます。ほかに御質問等はございますか。

もしなければ、お一人ずつ意見をいただきたいと思っているんですけども、よろしいでしょうか。改定率の見直しということで、毎年、前年度比4%増を基本とするとなっているんですけども、改定見送り1%改定、2%改定、3%改定で、通常どおり4%改定という選択肢が幾つかあるかと思います。これは確定ではありません。先ほど申し上げましたように、次回の1月20日にまた議論したいと思いますので、意見を変えても全く構いませんので、現時点でのお考えについて、委員お一人ずつお聞きできたらと思っております。よろしいでしょうか。

では、大井委員から簡単をお願いいたします。

○大井委員 昨年、改定しなかったわけですけども、本年は基本的に4%の改定をすべきかと思えます。

○下井会長 ありがとうございます。

参考までに、資料の20ページで法定が繰入に与える影響というのもありますので。

それでは、齊藤委員、お願いいたします。

○齊藤委員 実は私自身、まだ結論を自分の中で導き出されていないんですが、ただ、今までの資料の説明を受けると、据え置くことは理屈づけが難しいと感じています。ただし、影響が少なかったというのは経済支援などがあつた影響もありますので、そういうものがなくなった場合にどういう影響が出てくるのかということとか、社会福祉協議会への相談件数なども大幅に減っておりますが、生活保護については増えていて、生活保護の受給が認められれば国保からは外れるわけですから、そういう意味では影響はあまりないということ

を考えると、据え置くという結論にはならないんですが、じゃあ、4%でいいのかどうかという辺りが自分の中ではまだ整理し切れておりませんので、もう少し考えたいと思います。

○下井会長 ありがとうございます。

○津布久委員 私は、相談に来ている方なんかは、パートさんでいろんな部署で働いている方が数人いましたけど、働く時間がうんと減っていて、実際、所得自体が減っているという方が非常に多いです。そういう状況だとか、お肉屋さんをやっていたり、マッサージの方とかの話の聞くと、前年度と比較して3割も落ちていないので国からの援助を受けられないという方がいらっしゃるの、私としては、所得が伸びているのはほんの一部の人で、例えば不動産屋さんなんかは何百万もらっているという話も実例として聞いています。そうすると、平均では上がっているのかもしれないけど、実態としては国保の対象者は苦しい方がほとんどいらっしゃるの、今コロナは終息には向かっていますけど、ここでまた新しいコロナも出てきたし、今の時点では完全に終息していないので、税については据置きにしたいという個人的意見です。

○下井会長 改定見送りですか。

○津布久委員 見送り。

○下井会長 分かりました。ありがとうございます。

では、菱田委員、お願いいたします。

○菱田委員 昨日、夕方のニュースで多摩市が取り上げられていて、5万円プラス10万円にして出すということで、全国放送でやっているという内容だったんですが、多摩市は安定しているんだという観点と、それから、今ガソリンが値上げされているとか、4月でいろんなものがどんどん値上げすると言っている中のものですから、そういう意味で、ここに書いてある改定見送りという方向性で行けたらいいと思っています。

○下井会長 分かりました。ありがとうございます。

では、川又委員、お願いいたします。

○川又委員 昨年もお話ししましたが、法定外繰入を減らす努力をしなければならないと。結局、法定外繰入は住民税から払っているわけです。住民税は当然国保の方も払っていますけども、それ以外の多くのサラリーマンが住民税を払って、その中から国保の減免のための法定外繰入というのは、サラリーマンも生活が苦しいですから、結論を言いますと4%をやっていただきたいというのが結論です。

○下井会長 ありがとうございます。

それでは、原委員、お願いいたします。

○原委員 私も健康保険組合という立場もありまして、川又委員がおっしゃるように、どうしてもサラリーマンばかり上げられているというのが拭い切れず、サラリーマンも業績が悪く賞与とかも大分減っておりますので、公平性を考えるのであれば4%改定すべきかと思えます。ただし、生活困窮者をしっかり支援していただかないと、心苦しい部分が確かにありますので、そちらは市としてしっかり対策を考えていただくというのを前提で、4%改定すべきかと。それが公平なのではないかと思えます。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

では、寺田委員、お願いいたします。

○寺田委員 私も4%の改定ということで選ばせていただきました。前は据置きさせていただき、法定外繰入の問題も出てきますし、財政健全化の15年計画のところ、その歩みを止めてしまったこともありますので、先ほど、15年の計画も少し破綻しているとか、そういうお話もいただきましたけれども、それに沿った形で動いていかなければいけないというのもあると思えますので、4%の改定をしたほうがいいのではないかと思っています。

あと、先ほど、保険料水準の統一というのは都で統一されるというお話で、いつ頃されるのか分からないんですけども、そこで標準的な税率が出てくるかと思うんですが、それに近づけていくためには、何回か止めてしまうと一気にぼんと上がってしまうことにもなりかねないので、徐々に上げていったほうが全体的な負担としては少なく見えてくるのかと思ひ、そのようにさせていただきました。

○下井会長 ありがとうございます。

では、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 私も方向性としては上げざるを得ないというところで、制度を破綻させては元も子もないということで、ずるい言い方かもしれないけれども、最終的に市長判断で総合的なところでゼロに抑える。それで無事に市政は行くんだという判断ができたということだと思っているので、去年の結果は結果としてすごくよかったと思えますけど、ここでの提言としては、上げておく方針が健全でしょうという言い方がいいのかと思ひます。

○下井会長 数字についてはまた別にして、上げたほうがいいということですね。

○伊藤委員 ええ。

○下井会長 分かりました。ありがとうございます。

では、舟木委員、お願いいたします。

○舟木委員 いろんな観点から見なければいけないんだろうとは思いますが、皆様の意見とか市長の説明とかを聞いている限りでは、水準はともかく上げるべきなのかと思いました。あとは他の市町村の動向とかを見ながら、バランスを見て最終的には判断することになるのかと思ったところです。

○下井会長 ありがとうございます。

会長代行、いかがですか。

○若林職務代行 皆さんといますか、伊藤委員がおっしゃったように、上げることに関しては多分そこに落ち着くのがいいんだろうとは思っているんですけども、それで何%がいいかに関してはもうちょっと議論が必要かと。津布久委員がおっしゃったように、特定の業種の人は、変な話だけれども、非常にもうかっている業種があるんです。肌感覚としてもうかっているなという業種がある一方で、働く時間もなくなっているという。非常にざっくりとした話ですが、大学には清掃の人たちがいます。清掃の人に「大変ですね」と言ったら、「いや、働けるだけでありがたいです」とおっしゃるんです。そういう人たちがいる一方で、もうかっている人もいれば、働けるだけでありがたいと言っている人たちもいるという現状があるものですから、パーセントに関してはもうちょっと議論が必要かと思っております。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

では、私の意見としましては、私は原委員と一緒にですけども、条件付で基本4%と思っています。なぜかといいますと、減免対象の人が4割以上いることが1つ目、先ほどの多摩市の状況で宿泊、飲食に関する影響が小さいというのが2つ目の理由。3つ目は、これは川又委員もおっしゃっていたんですが、公平性というか、一般財源繰入というのは普通のサラリーマンから奪っているということで、公平性から考えるとサラリーマンだけに連続で負担を求めるのは酷かなということで、条件付と。減免対象を広げるとか、低所得の人を保障する。でも、ベースは4%ですと言ったほうが、財政健全化計画をこれから進めるに当たって、これは寺田委員がおっしゃっていましたが、どっちみち急に上げることになってしまうのであれば、その痛みは徐々にしたほうがいいと思うので、条件付の基本4%の改定が望ましいんじゃないかと思っています。

これは確定ではありません。また次回の1月20日に引き続き議論したいと思いたすけれども、こういった資料が欲しいというのがもしあれば、事務局に伝えてほしいんですけども、何かありますか。

○齊藤委員 資料ではないんですけど、今のお話の中で低所得者への対応をしっかりとというのは、国保上でやるということですか、それとも別施策でやるということですか。

○下井会長 私の考えですか。

○齊藤委員 はい。

○下井会長 幾らの所得の人から負担だけでも、所得の金額を引き上げたほうが、減免対象の人が増えるような金額設定というか、例えば年金でも幾らもらっていても、最低の所得をちょっと引き上げて減免対象になるといったことです。

○齊藤委員 それを国保の制度上で。

○下井会長 はい。

○齊藤委員 そんなことは可能なんですか。

○松下保険年金課長 低所得者対策ということで、今、法税の軽減、7割、5割、2割ということで、低所得者対策についてはかなり充実している状況がございます。さらに、そこを上乗せすることになると、これは多摩市独自の判断になりますので、法定軽減ですと国から保険基盤安定負担金という形で一定の交付金が出るんですけども、そこは結局、多摩市独自の軽減制度になりますので、経費は全て多摩市が負担をするようになる。そうすると、さらに財源が苦しくなりますので、法定外繰入を増やすか、あるいは税率を改定して一定所得以上の方に負担をしていただくこととなります。

○下井会長 低所得者の負担を軽減させる方策は具体的に何かあるんですか。

○松下保険年金課長 今、国が実施している均等割7割、5割、2割軽減のみになります。

○下井会長 なるほど。

○川又委員 32ページにモデルケースがありますね。これは7割、5割、2割が入っていないんですけど、反映しているんですか。

○松下保険年金課長 反映しています。

○川又委員 例えば最後のページで、年金収入100万の人は、7割だか5割だか2割だか分かりませんが、反映した数字で保険料を軽くしているということですね。

○松下保険年金課長 そうです。

○川又委員 ですから、100万の人は、4%上げたとしても、3年度と500円しか違わ

ない。500円しかというのは言葉悪いですけども、500円のアップに終わるということですね。

○松下保険年金課長 そうです。ケース5の方でいきますと、これは7割軽減が効いておりますので、所得割はゼロ、均等割も2万4,700円です。

○川又委員 年額でしょう。

○松下保険年金課長 年額になります。

○川又委員 1年間で1万2,000円でしょう。

○松下保険年金課長 そうです。

○川又委員 月1,000円ですよ。アップしたとしても500円アップということは、月何十円のアップですね、4%やったとしても。ですから、軽減の措置をしているということですね、7割、5割、2割と。

○松下保険年金課長 そうです。

○川又委員 ですから、これでやっていると思うんです。

○下井会長 なるほど。ありがとうございます。

ほかに何か資料が必要とか、あと、事務局のほうとしては次回、こういう資料を持ってくるのかというのはありますか。

○松下保険年金課長 次回は基本的には本算定の確定係数が示されますので、そちらの状況になります。

○下井会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

特になければ、その他で事務局から何かありますか。

○松下保険年金課長 次回の日程でございますが、年明け1月20日木曜日、午後1時半から運営協議会を開催させていただければと考えております。場所につきましては前回の東庁舎会議室で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○下井会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等はございますか。

では、なければ、これで第5回運営協議会を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

午後2時55分 閉会

上記議事録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

多摩市国民健康保険運営協議会 会 長

委 員

委 員